

○安藤分科員 おはようございます。自民党の安藤裕でございます。

本日は質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

そしてまた、麻生大臣は、私が候補者のときに決起大会に来ていただきまして、御講演をいただきました。おかげさまで初当選をさせていただきまして、感謝をしております。本当にありがとうございます。

本日は、山口副大臣そして竹内政務官、どうぞよろしく申し上げます。竹内政務官も京都が地元ということで大変お世話になっておりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

きょうは、相続税について質問をさせていただきます。

平成 25 年度の税制改正の中で、相続税の基礎控除の縮小など、課税ベースの拡大ということが提案をされておりますけれども、これが今回どのような趣旨で行われるのか、その趣旨についてまず御説明をいただきたいと思います。

○竹内大臣政務官 安藤先生は税理士の先生でいらっしゃいますので、よく御承知のことと存じますが、今回、相続税につきましては、地価がバブル期の 3 分の 1 まで下がったにもかかわらず基礎控除額が据え置かれたままとなっております、足元の課税割合が 100 人中 4 件程度にまで低下し、それに伴って相続税の再分配機能も低下していたところでございます。

こうした状況を踏まえまして、自公政権下の 21 年度税制改正法附則 104 条で、格差固定化防止の観点などから相続税の見直しが規定され、平成 24 年、三党協議におきまして成立した税制抜本改革法附則 21 条においても、同趣旨の規定が盛り込まれたところでございます。

以上の経緯を経まして、先般、税制抜本改革法に基づく三党協議の結果、格差固定化の防止を目的とした相続税、贈与税の見直しを盛り込んだ 25 年度税制改正法が成立したところでございます。

○安藤分科員 ありがとうございます。

ここでひとつ、資料を見ていただきたいと思います。お手元に資料をお配りしていると思っておりますけれども、昭和 33 年からの相続税の課税割合の推移の資料、行っておりますでしょうか。

死亡者のうち、相続税の課税対象になった人の割合ですね。昭和 33 年が 0・8%、それから徐々に増加をしていきまして、昭和 62 年にはピークの 7・9%になりますけれども、その後、今お話にもありましたが、基礎控除が拡大をされたということもありまして低下をして、

最近 10 年間では 4%程度で推移をしているということです。

つまり、相続税というのは、基本的には、ほとんどの人に余り関係のない税金であるということが言えると思います。

それで、今回、基礎控除を縮小することによって、納税をする人の割合が 4%から 6%程度になるということが想定をされているというわけですがけれども、この推移を見ていただいてもわかるとおり、この割合が 6%以上になっているという時期は、昭和 33 年以降でも 6 年間しかないわけでございます。ここ 50 年余りの間で、たった 6 年間しか 6%以上になっている時期はない。

バブル期に基礎控除の拡大をしたというのは、まさに課税対象が多くなり過ぎて、少し課税される人の割合を減らさなくてはならないという意図があったのではないかと思うんです。今回、基礎控除が縮小されまして、課税対象の割合が 4%から 6%にふえるということがこの日本の社会にどのような影響を与えていくのかということは、よく注意をしていく必要があると思います。

これは、ごく普通の暮らしをしている人が相続税が何できつかということ、普通の所得税とか法人税の場合には、お金の流れがあって、利益があってお金がふえていったところに課税をされるから納税ができるということがあるんですけども、相続税というのは、お金の流れがないところに、財産に課税がされる。納税の請求書が来ても、そこに納付するための現金がないから払えないということが多々あるわけですね。そうすると、自分の生活している財産を売って納税資金をつくらなくてはならないということが多々発生をしてくる。4%から 6%に課税対象がふえるということが日々の普通の生活をしている人にどのような影響を与えていくかということは、ちょっとよく注意をして見ていかななくてはならないのではないかなというふうに思っております。

次の論点に移りたいと思いますけれども、今回、相続税の課税ベースをふやすということで、格差社会を是正するために相続税の増税をするんだというふうな説明の仕方もよくされるわけです。

相続税の課税対象を拡大するという話は、民主党が政権を担当したときから具体的に基礎控除の縮小をするという話が税制改正大綱に出てきて、これが民主党政権のときには実現がされなかったわけですがけれども、例えば、平成 21 年の政府税調の税制改正大綱には、こういう文言が最初にあるわけですね。相続税というのは格差是正の観点から、非常に重要な税ですと。しかし、私は、格差社会を是正するために相続税の課税を強化するべきであるという論調には、ちょっと疑問を投げかけなくてはならないのではないかと思います。

もう 1 枚資料をお配りしておりますけれども、厚生労働省の国民生活基礎調査、これをお配りしておりますが、右の欄に所得の中央値というところがあると思いますけれども、その数字の推移を見ていただきたいと思います。

昭和 60 年には所得の中央値が 418 万円、そこからずっと上昇して行って、平成 7 年には 550 万円と最高になりました。それからまただんだん低下をしていきまして、平成 22 年に

は昭和 60 年とほぼ同じ金額の 427 万円になっているということです。

つまり、普通に働く人たちの所得が、バブル期を過ぎてもしばらくは上がっていったけれども、その後はまた下がり続けて、30 年前とほぼ同じ水準になってしまったということですね。

安倍内閣でも働く人たちの給料アップに取り組んでおりますけれども、格差社会というのは、働く人たちの給料が下がり続けている、上の人たちは、所得が高い人の所得は上で高どまりをしていると思いますけれども、普通に働いている人たちの給料が下がり続けてしまっている、これがいわゆる格差というものに結びついているのではないかと思うんですね。

そう考えると、今回、相続税を増税するということは格差社会の是正に寄与するということにはつながらないのではないかというふうに思います。格差の固定化を是正するために相続税が大切であるということも言われますけれども、相続税を増税してお金持ちの人から税金をたくさん取っても、働く人たちの給料が上がるわけではありません。したがって、格差問題を本質的に是正する、解決するということにはつながらないと思うんですね。

そこで、麻生大臣にお伺いをしたいと思いますが、麻生大臣は、今世間で問題になっている格差社会とはどのあたりに問題があるとお考えでしょうか。

○麻生国務大臣 基本的に、私どもから見ても一番のところは、大きなことからまず言わせていただければ、グローバリズムというのがざあっと出てきますと、この 20 年ぐらい、これはいい、善であるということでもわあっと進めたんですけども、グローバルイゼーションという言葉を進めると格差が広がってくる、これは世界じゅうみんな同じなんだと思っていますね。

したがって、これは、グローバルイゼーションが進むといわゆる民主主義のところとぶつかってくるところが基本なんだと思うので、民主主義が行き過ぎて何となく社会主義、共産主義みたいなことになってくると活力がどんどんなくなって、どの辺の中間でやるかとなるんです。今後とも悩まないかぬ、政治家に限らず、これは社会として悩まないかぬ一番原点なんだと思っています。

どれくらいの比率がいいかと言われると、これはなかなか個人的な面も出てくるんだと思いますけれども、少なくとも、相続税というのは 1 回税金を払った残りの金ですから、死んだらまた金を取るという話ですから、かなりふざけた話じゃないかということになって、アングロサクソンなんかは税金をゼロにしたんですからね、相続税は。

いずれにしても、相続税の課税割合がピーク時に 100 人中 8 件ぐらいあったものが、あれを落として 4 件ぐらいまでに低下していたところではあると思っていますけれども、いずれも、何となく、このところの一般社会のあれを見ると、みんなが平均給与が下がってきて、ジニ係数でいえば上がってきたとかいうことになりますので、そういった意味では、格差が拡大傾向にあるということはこの数字から見てもある程度言えるんだと思いますけ

れども、では、アメリカほどひどいかとか、どこどこほどひどいかというと、そんなにひどくは絶対ありませんから。

そういった意味では、私どもとしては、相続税を払えるほど高い方々からある程度いただいて、それを何らかの形で低所得者に分配するというのが必要であるというのは、ある程度、何となくわからぬわけではありませんけれども、ただ、払わせられる方から言わせると、これは1回税金を払った金だから、俺がこれを出すのはいいが、俺が貧しいと思う人に払わせろ、役所が勝手に決めるな、俺がそういったところに配っていくというようなことをやらせてくれと。

何かいろいろちょっと考えないと、いかにも取られる方は、おまえらは払うのが当たり前じゃないかみたいなことを言われると、払う人の方も何となく納得しにくいというようなところもあるんだろうなというものがありますので、まあ、喜んで税金を払う人もなかなかおられぬのだとは思いますが、何となく納得しやすいような形にしないと、今言われたように、この数字を見ると、ほう、こんなになっていたのかと、ちょっと正直参考になる数字でしたけれども、私の感想と言われれば、そういうところが私の率直な実感です。

○**竹内大臣政務官** 先生の御指摘、理解できるところもあるわけでございます。

このところの日本社会の構造を見ますと、今大臣からもお話もありましたジニ係数が上昇している、資産格差が拡大傾向にあるということもまた事実でございます。

先ほどの資料では所得格差ということでございますが、所得格差それから資産格差等がございます。結局は社会全体の公平感をどう保つかということであろうというふうに思うわけでございまして、資産をそのまま譲り受けた場合には、やはり相当な資産である場合には有利になるわけでございますので、全くの無税でいいかどうか、その辺、この再分配機能を働かせる必要も一部あるのではないかと。社会全体の公平感をどう保つかということの総合的な観点の中で相続税というものがあるのではないかと、同様のことは贈与税にもあるのではないかとというのが私の考えでございます。

いずれにいたしましても、今般、相続税の持つ再分配機能の回復を一定図るべく見直しを行ったものであるということでございます。

○**安藤分科員** ありがとうございます。

たしかイギリスのサッチャー首相だったと思いますけれども、こういった議論があったときに、金持ちを貧乏人にしても貧乏人が金持ちになるわけではないということを言ったというふうなことを聞いておりますが……（麻生国務大臣「野党の党首のときね」と呼ぶ）はい。なので、そういった論点をちょっと考えながら、この相続税というものは存在を考えていかななくてはならないと思っております。

次の論点に移りたいと思いますけれども、日本の地方経済は、本当に、大変今、疲弊をしています。そして、日本の経済を支えている、特に地方経済を支えているのは中小企業の皆

様でございます。中小企業というのは、本当に家族経営が基本的な経営のスタイルだと思っておりますが、この中小企業の事業を引き継ぐに当たって、この相続税というものがかなり大きな障害になっているのではないかというふうに思います。

これは、企業の経営、麻生大臣よく御存じだと思いますけれども、この相続税というものが、中小企業の経営に対して、またあるいは事業の承継に対してどのように影響を与えているとお考えか、その問題意識について、ちょっと大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 詳細は竹内政務官の方から答弁をいたしますけれども、基本的に、これは家族できちっと仕事が受け継がれていくような企業で、10人とか5人とかいう人数とはいえ、きちっと仕事をしていっている企業というもので、おやじが死んだ後、息子が後を継いできちんとしていけるところはある程度できるんだと思うんですが、この承継税制等々は効果があると思うんです。

問題は、世の中、変革していきますと、おやじの息子はもう全然、どこか会社か何かに入って、たまたま勉強ができて、あとのことは余りできないというのは世の中にいっぱいいますから、そういうのは仕事には向かないというので、自分の会社にいたやつに、おまえ、跡をとれといったときにどうなるかという、地方にとっては、その企業がそこで存続してくれることが、そこに雇用が確保され、地域の経済に影響します。それが、承継していくときには全部出せということになると、もう仕事が成り立ちませんから、そこで企業が存続しませんから雇用も確保できないというような状況になると、地域経済に与える影響は極めて大きいと思います。

僕は、少なくとも、小なりとはいえ、そこに商店街が存在し続けることによって地域のコミュニティが成り立つのであって、その小さな小さな店がなくなると生活ができないということになります。

そういったようなことを考えたときには、これをいかに残すかというためにどうするかという観点は、別の観点から考えないかぬ問題だと思っております。

○竹内大臣政務官 先生御指摘のとおり、中小企業は我が国経済成長の原動力でございます。その活性化を図ることは重要な課題でございます。相続税の負担によって、地域経済にとって重要な中小企業の事業継続が困難とならないように配慮することが大事であると考えております。

こうした観点から、21年度税制改正におきましては、中小企業の事業承継の円滑化を通じた雇用の確保や、地域経済活力の維持を図るために、非上場株式等に係る相続税の納税猶予の制度、いわゆる事業承継税制を創設したところでございまして、さらに、平成25年度の税制改正におきまして、本制度の一層の利用促進を図る観点から、相続税等の見直しにあわせ、要件の緩和、負担の軽減、手続の簡素化と、抜本的に見直しを行ったところでございます。

よろしく申し上げます。

○安藤分科員 ありがとうございます。

本当にこの中小企業の事業の承継というのは大きな問題だと思いますし、これによって地方の企業が継続できなくなるということもあるわけですね。今までも事業承継税制というのはありましたけれども、大変に使い勝手が悪いということで、今回かなり改善がされたと思っております。

そういった意味で、これをもっと周知をしていただきまして、中小企業の皆様にぜひとも活用していただきますように、政府の方でも周知徹底をよろしくお願い申し上げたいと思います。

いよいよ時間もあと少しですので、最後の論点に移っていきたいと思います。

上智大学の名誉教授の渡部昇一先生の著書にこういう本があるんですね。「税高くして国亡ぶ」という本があるんですけども、その冒頭に相続税の話が出てまいりますので、少し読ませていただきたいと思います。

すみ分け理論や猿の研究者として専門外の人たちにも広く知られる今西錦司氏は、日本が世界に誇る生物学者であった。その庭には、ケヤキやエノキやクスやイチョウなどの木が茂っていた。今西氏はこうした自宅の庭の木を見ながら読書し、思索し、独創的な著述をした。大木の多いこの庭のことを、近所の子供たちは今西の森と呼んでいたという。

ところが、この今西の森の約半分が、氏の一周忌の前に切られてしまったというのである。理由は相続税のためである。

当主が死ねばその家から、強盗団が定期券を持って通っても盗み切れないほどの財産を税務署が奪っていく。今西家でも、相続税を払うために土地を物納せざるを得なかった。今西の森の巨木のあるところが物納されることになった。ところが、税務署は、木の生えた土地ではなく更地にして提供せよと指示をしてきた。かくて今西の森は、当主が死亡しただけの理由のために、国の命令で切り払われることになった。これは、今から10年ほど前、平成5年の話なのであるが、私には殊のほか印象が深い。

ということですね。

今西の森のようなことは、日本じゅうで毎日起こっている。消えていくのは森だけではない。何代も続いた蔵も、当主が死んだだけのことで、昔ならば反逆でも起こさなければ科せられなかったような懲罰を受けて、つまり、残酷な税を割り当てられて姿を消していく。古い日本の文化、民間に残った文化、これが本当の国民文化であるのだが、これは、近い将来、きれいさっぱり日本から消えるであろう。アメリカの無差別じゅうたん爆撃からも原子力爆弾からも免れたものが、税金のために根こそぎ消え続けている。

こういった文章があります。

私の選挙区は、京都府の第6選挙区というところで、京都の一番南のところなんですけれども、宇治の平等院で有名なところでございます。この平等院というのは藤原頼通が別荘

として建造したものでございますけれども、この当時に、平安時代に相続税があったら、平等院というのは今残っているんだろうかということ进行うんです。

ことしの1月15日の京都新聞に、こういった社説が載っています。

相続税の課税拡大を政府・与党が検討している。低所得者層ほど負担感が強い消費増税を控え、富裕層への課税強化で格差是正を図る狙いだが、消え行く京都の伝統的な町並みに追い打ちをかけないだろうか。建造物保全にも目配りをしてほしい。

瓦屋根や格子が美しく、暮らしの文化と結びついた京町家が年々、失われている。家主が住み続けたくても町家を壊さざるを得ない一因が、高額な相続税の支払いである。

京都市が2010年に発表した京町家約4万7000戸の実態調査では、回答者の約4割が、相続にかかる負担を懸念していた。居住者の高齢化も進んでおり、事態は切迫をしている。

町家は、維持修理費の負担も重いが、都市部で地価が高いたけに、資産課税が古都の景観保全の上で長く課題になってきた。

門川大作京都市長は、全国一律の相続税では、どんどん売らざるを得ないと危機感を口にする。京都市と京都府は平成24年、適切な管理を条件とした京町家に対する相続税の納税猶予措置や、市民が残したい建物や庭園は文化財に準じて相続税や固定資産税を優遇するように国に要望した。

京町家は年2%ずつ減少しているとされています。相続対策で町家取り壊しを急いだ人もおり、納付した人は少ないようでも相続問題が強く影響しているとの指摘もある。個人やNPO、自治体の努力、工夫で町家を守るのは限界がある。

都市部にある京都の歴史的な町並みは、市民だけでなく、日本の共通財産。相続税の課税の裾野を広げるならば、国はあわせて景観保全の施策を真剣に検討し、配慮が求められる。

ということなんですね。

税制改正の話をしているときに、文化の話というのは余り出てこないように思います。財政再建とか格差社会を是正するとか、またプライマリーバランスを保つのが大事ということがキーワードになっておりますけれども、本当は、税は国家なりと言われるように、税制の考え方というのは国家観というものが強く反映をされなくてはならないと思います。

日本はどのような文化を育んでいくべきなのか、こういった文化や民間の活力をどうやって引き出していくか、これがやはり税制には求められると思います。

自民党は、保守政党として伝統文化を大切にする政党でございますが、これは麻生大臣にぜひともお伺いをしたいと思いますけれども、文化を守って、そして育てていく税制のあり方というのはどうあるべきか、大臣にちょっと御見解をお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 いろいろ質問を伺いましたけれども、最も格調高い質問の1つですね。大したもの。京都に生まれ育ったんじゃないから、特に外から京都に行って選挙に出たから、もっとよく実感されるのかなと今その話を聞きながら思いました。

いずれにしても、こういったようなものというのは、多分世界じゅう同じような問題を抱

えているんだと思いますが、きちっとした文化を残すという意味においては、例えば、農業の話でよく出ますけれども、南フランスの田舎の方へ行くと、きれいな丘の中にぽつんと農家が建っている。ああ、きれいだなと思いますけれども、あれは全部補助金でやっているなんということを知っている人はほとんどいない。あれは農林省の予算ではなくて、実は環境省が、景観を維持するために、外は絶対さわるな、住んでくれればサンキュー、維持してくれるから、中は変えてもいい、今の時代に合うように中は電化してもいいよと。

やはり、そこに電柱なんか張られると景観が壊れるからといって、地下で全部、電線は公の機関の方で引きます。外は道路から見ていると全く同じ昔のフランスのうちというふうになっているというのをやっていることによって、観光客がふえているんですよ。

だから、そういった意味では、波及効果というのか、どういった相乗効果が出てくるかと十分に考えてやっている 1 つの例で、住んでいるときに、これは補助金がこうなっているのかと思ったんですけれども。

よく話題になる、日本でいえば、棚田にしても、あれは農林省にあるが、あれは保水しているんだから河川局の予算でやってもいいんじゃないのか、いろいろ考え方はあるんだと思います。

ぜひ、そういった意味で、町並みに限らず、日本の美しい風景というのを維持する、それは、国にとって保守というものを考えたときには、やはり変えるべきものと絶対に変えちゃいかぬものというのを見きわめる目が一番大事なんだと思います。変えちゃいかぬものというのは断固守らないかぬというところが保守の一番大事なところだと思いますので、今言われたようなことを、町並みに限らず、日本の文化、伝統というものを考えていく上で大事な視点だと思いますので、今後とも参考にさせていただきたいと存じます。

○安藤分科員 ありがとうございます。

京都の場合は、特に伝統文化の保存ということで、大変にわかりやすい土地柄はあると思うんですけれども、これは事京都に限った話ではないと思うんですね。日本全国どこでも共通の話だろうと思います。

そして、特に私が強調したいのは、こういう伝統文化を守るというのは、これが文化財だから守らなくてはいけないとかそういうことではなくて、文化というのは、今この平成の世の中でも、日ごろの生活の中から生まれてきていると思うんです。ごく普通の人は、こういう建物が好きだとか、こういう絵が好きだとか、こういう音楽が好きだ、そういったことをごく普通に自然にやっている。そんな中から文化というものは生まれてきて、それがずっと残って行って、これが伝統的な価値につながっていくんだろうと思うんです。

そういったものを育むために、今、相続税というものの存在が、それを果たしてちゃんと育めるんだろうか。今、東京の都内なんかは特に顕著だと思いますけれども、相続税対策で本当に家が壊されてビルになっていく。借金をして建物に変えていくと、相続税対策になるわけですよ。

今回も、相続税の課税ベースが拡大をされるということによって相続ビジネスが活況を呈しているということが言われていますけれども、それが本当に、この日本の町並みが、私たちが特に今思っていないけれども、100年後、200年後の子孫は、これはすばらしい文化だと思ってくれるかもしれない。そういったものを果たして今私たちが残していけるのだろうかということは考えていかななくてはならないと思いますし、私も、今まで税理士をしてきておまして、この相続税の存在というものは本当に日本の社会に大きな影響を与える税制だなということを感じています。

先ほども言いましたけれども、金持ちを貧乏人にしても普通の人所得が上がっていくわけではない。そして、これが、格差社会の是正と言うと少し聞こえがいいんですけども、決してねたみを制度にするようにしてはいけないと思うんです。

普通の人、自由というのはやはり、頑張って、自分が豊かになる自由はあるけれども、そうじゃない、あの金持ちからもっと金を取れよみたいな税制にしてはいけないと思いますし、やはり、こういったところにも国家観というものをきちんと反映させた税制にしていかななくてはいけないのではないかと少し御意見を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。